

みやき町障害者活躍推進計画

令和2年4月

機関名	みやき町(町長部局)
任命権者	みやき町長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日
障害者雇用に関する課題	<p>本町においては、過去に行った障害者任免状況通報の内容について再点検を行ったところ、職員数を算定する際に常時勤務する職員の範囲に誤りがあったことや、職員の退職により法定雇用率が未達となっている。</p> <p>このため、令和2年を計画期間とする障害者採用計画を作成しており、令和2年12月31日には法定雇用率を達成するよう取り組む必要がある。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p>【実雇用率】(各年6月1日時点) (各年度)当該6月1日時点の法定雇用率以上 (参 考)令和元年6月1日時点の実雇用率:1.44% (評価方法)毎年の任免状況通報により把握・進捗管理</p>
②定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない。 (評価方法)毎年の任免状況通報タイミングで、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。</p>
③ワーク・エンゲージメントに関する目標	<p>【ワーク・エンゲージメント】前年度を上回る ※計画初年度は目標を設定せず、実態に関するデータを収集。 (評価方法)毎年4月に在籍している障害者(新規採用を除く)に対し、アンケート調査を実施把握・進捗管理。</p>
④キャリア形成に関する目標	<p>【障害者が担当する職務の拡大】 毎年度1項目以上の新たな職域を開拓する (評価方法)毎年度、事務量ヒアリングで把握・進捗管理。</p>
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1)組織面	<p>○障害者雇用推進者として総務課長を選任する(令和元年9月6日に選任済み)。</p> <p>○障害者職業生活相談員を選任して、障害者の職業生活全般についての相談、指導を行う。また障害者である職員相談窓口を設定し、庁舎内に周知する。</p>

	<p>○産業医や衛生委員会と連携して、人的サポートや支援体制の構築を図る。</p> <p>○組織外の関係機関（佐賀労働局、鳥栖公共職業安定所、その他支援機関等）と連携体制を図る。</p>
(2)人材面	<p>○障害者職業生活相談員に選任された者（予定の者を含む。）について、佐賀労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p> <p>○関係機関が開催する障害者雇用に係る研修会等の受講案内を行うなどの広報による啓発を図る。</p>
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	<p>○現に勤務する障害者や今後採用予定の障害者の能力や希望も踏まえ、面談やアンケート等を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。</p> <p>○所属長は、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。</p>
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1)職務環境	<p>○障害者の要望を踏まえ、就労支援機器の購入等の検討を行う。</p> <p>○新規に採用した障害者については、定期的に、面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過度な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>
(2)募集・採用	<p>○軽易な業務に従事する職員の募集を行うなど、障害特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫し、障害者の積極的な採用に努める。</p> <p>○採用選考に当たっては、障害の特性に応じた合理的配慮を実施する。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
(3)働き方	<p>○障害の特性に応じて、フレックスタイム制度などの柔軟な時間管理制度を導入する。</p>

		○時間単位の年次休暇や、病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
	(4) キャリア形成	○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。
	(5) その他の人事管理	○必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。
4. その他		
		○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。